

## 富岡市移住支援金支給要綱

### (目的)

第1条 この告示は、首都圏から富岡市への移住者に移住支援金を支給することにより、移住に係る一時的な経済負担の軽減を図り、もって首都圏から富岡市への移住の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的とする。

### (支給要件及び移住支援金の額)

第2条 市長は、第1号の規定に該当し、かつ、同時に第2号又は第3号の規定に該当する者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内において、2人以上の世帯には100万円、単身の世帯には60万円の移住支援金を支給する。

(1) 移住等に関する要件 次のアからエまでのいずれにも該当すること。

ア 移住前の住所地等に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 移住する直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。

(イ) 移住する直前に、連続して5年以上、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3箇月前の時点において、連続して5年以上、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと（連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区外であつて移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は除く。）。

イ 移住後の住所地等に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 群馬県において移住支援金事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、富岡市に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請日から5年以上継続して富岡市に居住する意思を有していること。

ウ 世帯に関する要件（2人以上の世帯の金額を申請する場合のみ） 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が移住前において、同一世帯に属していたこと。

(イ) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(ウ) 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、群馬県において移住支援金事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、富岡市に転入したこと。

(エ) 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、本申請時において転入後3箇月以上1年以内であること。

エ その他の要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、富岡市暴力団排除条例（平成24年富岡市条例第32号）第2条第2号及び第3号に該当しない者であること。

- (イ) 日本国籍を有しない者は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
  - (ウ) その他富岡市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。
- (2) 就職に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
  - イ 就業先が、群馬県又は他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。ただし、令和元年度に限り、マッチングサイト開設前には、群馬県又は他の都道府県が移住支援金の対象としてサイトに掲載している求人であること。
  - ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
  - エ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいてイの求人を行った法人に就業し、本申請時において当該法人に連続して3箇月以上在職していること。
  - オ イの求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること。ただし、令和元年度に限り、マッチングサイト開設前には、群馬県又は他の都道府県のサイトに求人が移住支援金の対象として掲載された日以降とする。
  - カ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
  - キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (3) 起業に関する要件 地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して群馬県又は他の都道府県が実施する起業支援事業（以下「起業支援事業」という。）に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。

(仮申請)

第3条 移住支援金の支給を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、就職に関する要件を満たすことになる場合は、群馬県又は他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人に応募し採用が決定した後、起業に関する要件を満たすことになる場合は、起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた後、移住支援金支給申請書（仮申請用）（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書
- (2) 移住前の住民票の除票の写し（2人以上の世帯員の支援金を申請する場合にあたっては、申請者を含む2人以上の世帯員の移住前の在住地を確認できる書類）
- (3) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等、移住前の勤務地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（前条第1号ア(イ)に該当する被用者又は雇用者に限る。）
- (4) 開業届出済証明書等（移住前での在勤地を確認できる書類）（前条第1号ア(イ)に該当する法人経営者又は個人事業主に限る。）
- (5) 個人事業等の納税証明書（移住前での在勤期間を確認できる書類）（前条第1号ア(イ)に該当する法人経営者又は個人事業主に限る。）
- (6) 移住後の就業先の就業証明書（仮申請用）（様式第2号）（前条第2号の要件を満たす場合に限る。）

(7) 起業支援金の交付決定通知書（前条第3号の要件を満たす場合に限り。）

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次条に定める申請時期以外の要件具備の有無につき、移住支援金仮申請書審査結果通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（本申請）

第4条 前条第1項の規定による申請を行った者は、転入から3箇月以上1年以内に、移住支援金支給申請書（本申請用）（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第2条第2号の要件を満たす者については、申請時において就業後3箇月以上経過していなければならない。

(1) 写真付き身分証明書

(2) 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報が確認できるもの）

(3) 移住後の就業先の就業証明書（本申請用）（様式第5号）

（支給決定及び支給方法）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を支給すべきものと認めたときは、支給の決定を行い、移住支援金支給決定通知書（様式第6号）により申請者に通知し、速やかに移住支援金を支給するものとする。

（支援金の返還）

第6条 市長は、移住支援金の支給を受けた者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することができる。ただし、次の各号に掲げる要件に該当することにつきやむを得ない事情があるものとして、群馬県知事と協議の上、市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等が明らかになった場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に富岡市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 群馬県又は他の都道府県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に富岡市から転出した場合  
（調査）

第7条 市長は、移住支援金事業が適切に実施されたことを確認するため、申請者に対して必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行うことができる。

2 申請者が前項の立入調査に応じない場合、市長は、申請者が虚偽の申請をしたものとみなし、前条の規定による返還請求を行うことができる。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年6月1日から施行する。